

## 災害時における消防団と事業所との支援協力に関する覚書

勝山市消防団を甲とし、\_\_\_\_\_を乙とし、甲は大規模災害時における支援協力について、乙と次のとおり覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 この覚書は、消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成20年勝山市告示第71号)第4条第3号の規定に基づき、甲の消防団活動に乙が協力(以下「災害時支援協力」という。)する場合に必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この覚書の対象とする災害とは、多数の火災、救急救助事故等が発生する次に掲げるものとする。

- (1) 地震災害
- (2) 風水害
- (3) その他前2号に準ずる災害

(災害時支援協力の内容)

第3条 災害時支援協力の内容は、別紙のとおりとする。

(支援の実施)

第4条 災害時支援協力は乙の事業所運営を阻害しない範囲において行うものとする。

2 災害時支援協力の開始時期及び区域は、甲の要請により乙の了承をもって決定するものとする。

(資機材の準備)

第5条 乙は災害時支援協力に必要な資機材の充実に努めるものとする。

(訓練等)

第6条 甲及び乙はこの覚書の効果的な運用を図るため、訓練、研修等の実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が災害時支援協力の実施に伴い要した経費は乙の負担とする。

(協議)

第8条 この覚書に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この覚書の有効期限は、令和元年 月 日から令和3年 月 日までの2か年とする。ただし、有効期限の満了する2ヶ月前までに甲、乙

いずれからこの覚書についての意思表示がない場合は、引き続き2年間、自動的に有効期間を延長し、以降も同様とする。また、有効期間中であっても災害時支援に協力的でないと甲が判断した場合は、覚書を解除するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が記名捺印のうえ各自1通を保管する。

令和元年 月 日

甲 勝山市消防団  
団 長

乙

第3条における支援協力内容

資 機 材 名	メーカー	型式	備 考